

令和7年9月度 一般社団法人獨協大学同窓会臨時社員総会議事録（回覧版）

日時	令和7年9月13日（土）12時00分～13時32分
運営会場	獨協大学中央棟10階ホール
形態	ハイブリッド会議
出席社員に関する事項	出席率 95.7%（社員数23名中22名出席（議決権行使者）） 内訳：会場出席17名、オンライン出席2名、書面行使出席2名、委任行使出席1名 <その他>監事2名（内1名オンライン）、専門委員1名、事務局3名
次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 臨時社員総会成立確認</p> <p>3. 審議事項</p> <p>第1号議案：「代議員並びに役員選出規程の改定」に関する件 第2号議案：定款第22条「役員の選任の改定」に関する件 第3号議案：定款第25条「役員の任期の改定」に関する件</p> <p>4. 閉 会</p> <p>議 長 ：高木大介</p> <p>議事録署名人：柳田茂光、市村秀人</p>

定刻13時00分、高木大介会長が同窓会代議委員数の推移を説明した後、開会宣言を行った。
菅沼 豊専務理事より出席率95.7%で社員総会が適法に成立していると報告した。

・ 審議事項

第1号議案代議員並びに役員選出規程の改定について

議事概要

（高木会長）審議事項第1号議案は代議員並びに役員選出規定の改定について理事会では何度か議論をいただきましたが改定案をお示しして、本臨時社員総会でお諮りします。

・ 第1章 総則 選出管理委員会の廃止について

現行の代議員並びに役員選出規程は選出管理委員会が設置されており、役員選出も厳格化され、コロナ禍とも重なり代議員が以前に比べ減少しています。選出管理委員会については選出管理委員の担い手不足、事務作業の繁雑化などから同委員会を廃止、役員改定に関わる期間の短縮化・同窓会運営の効率化を目指すことを目的として廃止とすることとしてお諮りした。

○一同意義なしとのことから承認された。

・ 第4章4条 代議員立候補者の推薦人の数について

（高木会長）現行の規程は代議員に立候補を希望する者は、正会員5名以上の推薦をもって立

候補することができるとなっておりますが、改定案は応募のハードルを下げるため、2名案、3名案と拮抗したが、理事会案では3名となったことを報告し、3名案をお諮りした。

会議出席者からは現行5名案の継続、2名案、推薦者は正会員でなくてもよいのではないかとの意見も出たので、高木会長は多数決によりお諮りした。

○多数決の結果、代議員立候補者の推薦人は正会員3名案が承認された。なお、現代議員の継続立候補の場合は推薦人の記載を不要とすることについても承認された。

第4章5条 理事の選出方法

(高木会長) 代表理事(会長)は理事会で選定するので、「5条-9 当選者はまず理事定員中14名までを得票順に決定し、会長候補者が決定後、定員の15名までの理事を確定する。」の条文を削除することをお諮りした。

○一同意義なしとのことから承認された。

第4章6条 (会長の任期。その他)

(高木会長) 代表理事(会長)は理事会で選定するので、下記の条文の変更、削除、一部削除を報告し、修正した条文に変更することをお諮りした。

第6条 会長は新理事及び理事経験がある新代議員の中から選出する

2 会長に立候補を希望する者は、直近4年以内に理事を1期以上経験している者とする。

3 任期は定款第25条に従い、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し会長の任期は、最長で3期(6年)までとする。

8 会長は社員総会後の理事会で選定する。選定方法は理事会が決定する。

○一同意義なしとのことから承認された。

第7条 監事の選出方法

(高木会長) 監事は代議員、同窓会事務局員以外の正会員の中から、新理事が候補者を推薦し理事会で普通決議により選定する。立候補希望者があれば、2名の推薦人と共に受け付ける内容の条文を説明し、お諮りした。

○一同意義なしとのことから承認された。

第8条(有効投票数)

(高木会長) 代表理事(会長)は理事会で選定するので、下記の条文の変更、一部削除を報告し、修正した条文に変更することをお諮りした。

第8条 理事、代議員(社員)の選出の投票における有効投票数は、出席代議員と郵便投票数から無効票と白票を除いたものとする。

○一同意義なしとのことから承認された。

第16条 (改廃)

(高木会長) 本規程の改廃は社員総会で行うから、本規程の改廃は社員総会か理事会で行うのかをお諮りした。

○多数決の結果、本規程の改廃は理事会で行うことが承認された。

第2号議案：定款第22条「役員を選任の改定」に関する件

(高木会長) 下記の削除と変更をお諮りした。

(役員を選任)

第22条 理事は代議員の中から、社員総会の決議によって選任する。

会長は理事会で選定する。

監事は代議員、同窓会事務局員以外の正会員の中から、新理事が候補者を推薦して理事会の普通決議により選定する。

○一同意義なしとのことから承認された。

第3号議案：定款第25条「役員任期の改定」に関する件

(高木会長) 代議員並びに役員選出規程の第4章6条3の改定より定款第25条の改定をお諮りした。

(役員任期)

第25条 役員任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げないものとする。但し会長の任期は、最長で3期(6年)までとする。

○一同意義なしとのことから承認された。

最後に

(高木会長) 代議員並びに役員選出規程の改定について理事会で議論してきましたが、本臨時社員にお出しした改定案において齟齬、矛盾が生じていたことをお詫びいたします。今後、理事会でさらに精査し定時社員総会で報告します。

○一同意義なし。

議長が閉会を宣し、13時32分に閉会した。